

岐阜県公報

目 次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

公 示

土地改良区の定款の変更認可

(人事委員会) 二三九^ハ

(岐阜農林事務所) 二三九

第 三 百 号

令和 四 年 五 月 二 十 四 日

(火曜日)

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月二十四日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「岐阜県公報、新聞、テレビ、ラジオ」を「インターネットの利用」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 示

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年五月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜市出屋敷土地改良区	土地改良区名	認可年月日
		令和四・五・一二

令和四年五月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社